

# 競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月23日

一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟

運 営 委 員 会

1. はじめに
2. 競技会の再開に当たっての基本的考え方について
3. 競技会開催・実施時の感染防止策について
  - (1) 大会の参加募集時の対応
  - (2) 当日の参加受付時の留意事項
  - (3) 大会参加者への対応
  - (4) 大会の主催者が準備等すべき事項
  - (5) 参加者が競技を行う際の留意点
  - (6) その他の留意事項

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてスポーツ界全体で活動の自粛が続いております。ダンス界においても、参加者並びに関係者の健康・安全面を考慮した結果、競技会の開催を中止・延期して参りました。新規感染者数が減少傾向に転じても再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があると提言が出されています。

感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるとともに、身体的距離確保といった基本的な感染対策を実施しなくてはなりません。このような状況の中で競技会をどのように開催していくか、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟より4月7日付で「新型コロナウイルス感染症拡大回避に向けた指針」は出されていますが、慎重な対応が求められております。

5月末には全国的に緊急事態宣言が解除され、さまざまな活動が再開へと動きだしました。競技会再開の期待も高まりつつありますが、競技会を再開するにあたっては「安全・安心」がまず求められます。関係者の全面的な理解や協力を前提に、感染リスクを軽減させるための取り組みを徹底しなければなりません。十分に状況を見極めた上で、段階を踏みながら慎重に再開を目指すことになると考えます。「With コロナ」の時代の中での競技会の開催、競技実施のあり方を見直して、新しい時代に対応していかなくてはなりません。一人一人の叡智を結集してこの難局を乗り越えていく覚悟です。

## <競技活動再開の前提条件とガイドライン>

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

公益財団法人日本スポーツ協会は、全ての地域においてスポーツ活動が徐々に再開されることを念頭に、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と連携し、スポーツ庁からの助言を得て、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を作成しました。このガイドラインは、各種スポーツイベントを再開するにあたっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にまとめられたものです。

この度、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟は、このガイドラインを参考にボールルームダンスの特性を考慮した「競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインを」作成いたしました。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すこととなります。

また、競技会実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んで行かなくてはなりません。

## 2 競技会の再開に当たっての基本的考え方について

競技会の再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該競技会が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事宛に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス

感染症対策推進室長事務連絡)が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方が示されているところです。

- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重に対応してください。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

### 3 競技会開催・実施時の感染防止策について

競技会開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、競技会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項は以下の通りです。

また、競技会の主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化(※)し、適切な場所(競技会の受付場所等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、競技会の主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、実践例が示されている「新しい生活様式」も参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

(※) チェックリスト(主催者及び参加者向け)のサンプルを参照ください。  
(別添1、2)。

#### (1) 大会の参加募集時の対応

大会の主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めてください。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知してください。

※参加募集要項などに「感染予防のための参加辞退要件」を記載する。

なお、大会の主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（大会当日に書面で確認を行う。）
  - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をしている際にはマスクを着用すること。）
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 大会開催中は大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## （2）当日の参加受付時の留意事項

大会の主催者は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行ってください。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。）
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等をできるだけ減らすようにすること。

## （3）大会参加者への対応

### 1) 体調の確認

大会当日、参加者に以下の事項を記載した書面の作成・提出を求めてください。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② 大会当日の体温

③ 大会前2週間における以下の事項の有無

- ア 平熱を超える発熱
- イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- エ 嗅覚や味覚の異常
- オ 体が重く感じる、疲れやすい等
- カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

大会の主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、競技中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) 大会参加前後の留意事項

大会に参加する個人や団体は、大会の前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

**(4) 大会の主催者が準備等すべき事項**

1) 大会会場

換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

（※）スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでください。

2) 運営スタッフの体調確認等

運営に関わる全てのスタッフの検温を実施し、(3) 1) -③と同様の確認を行う

ことが求められます。運営リストにはない関係来場者などを正確に把握し、全員分の体調確認も徹底するように努めてください。

スタッフも参加者同様に大会開催中は、ミーティングや食事等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

### 3) 洗面所（トイレ）・手洗い場所

洗面所（トイレ）は感染リスクが比較的高いと考えられるため、大会の主催者は、以下に配慮して管理することが求められます。また参加者が大会開催・実施の間に手洗い・うがいをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑥ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

### 4) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため、大会の主催者は、競技を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

### 5) 観客への対応

大会に観客の入場を認める場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。ま

た、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

大会の主催者は、観客入場の際、以下に配慮して対応をしてください。

① 入り口での体温チェック

入場時には体温チェックをすること。

② 体調の確認

大会当日、参加者に以下の事項を記載した書面の作成・提出を求めてください。

a. 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。

b. 大会当日の体温

c. 大会前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

③ 入口にて消毒に実施

入口に消毒用アルコールを設置し、入場前にかならず手指の消毒をお願いする。

④ マスクの着用

マスク着用のない方の入場は、お断りする。

⑤ 入場時のチケットもぎり及び配布物簡略化の実施

スタッフと観客の直接接触機会を減らすため、スタッフによるもぎりを簡略化する。またプログラム等も手渡しせず、会場内に置かれている冊子を持ってもらう。

⑥ スタッフのマスク着用と手指の消毒

スタッフはマスクを着用すること。また、極力声を出さないようにする。

6) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用してください。また、作業後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が競技を行う際の留意点

大会の主催者は、参加者に対し、下記の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・

徹底することが求められます。

1) 十分な距離の確保

- ① 他の出場者、主催者、観戦者との距離を確保する。
- ② 出場時以外の入場口付近での滞在の禁止。(次ヒートの選手のみ整列を認める。)
- ③ 入場口付近での予選通過選手以外の滞在の禁止。

2) その他

- ① 競技会中に大きな声で会話、他の選手への応援をしないこと。
- ② 握手、ハイタッチ、タオルの共用等の禁止。
- ③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ④ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

**(6) その他の留意事項**

大会の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者及び観客より提出を求めた書面（上記（3）1）、（上記（4）5）について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要です。なお、保存期間を過ぎた参加者及び観客より提出を求めた書面は、責任をもって廃棄すること。

また、大会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、スマートフォンを活用した新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用しましょう。